

## ⑥職種について

- それぞれの職種の説明と専門性の担保について、説明してほしい。

### ○専門性の担保（両機関共通）

- ・業務に関連する県外研修等へキャリアに応じて、計画的に派遣する。
- ・研修受講後は、所属内研修を実施し、共有する。
- ・OJTにより、経験のある職員とともに実際のケースに関わることで、スキルを身につける。
- ・資格取得のため、自己研鑽を積む（臨床心理士等）
- ・専門家等からのアドバイスを受ける。
- ・セミナー企画・実施時には単に主催するだけでなく、自分たちも参加する役割を持つことにより、各自がテーマについて学習を深める。（療育）
- ・施設の職員との合同研修（児相：児童心理司）

### ○職種について

#### （療育福祉センター）

**福祉司**（児童福祉司・知的障害者福祉司・身体障害者福祉司）

任用資格・・・別紙のとおり

職務内容

- ・子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- ・必要な調査、社会診断を行うこと
- ・子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- ・子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

※療育福祉センターでは、児童福祉司、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司の総称として、「福祉司」と呼んでいる。

**心理判定員**

任用資格・・・別紙のとおり

職務内容

- ・子どもとその保護者、障害者やその関係者等の相談に応じ、面接、心理学的検査、観察等によって子どもや障害者に対して、アセスメント、心理判定を行うこと
- ・子どもとその保護者、障害者やその関係者等にカウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

**児童指導員**

資格・・・別紙のとおり

職務内容

- ・児童の保護、養育から自立までの相談・支援を行うこと

**聴能言語指導員**

職務内容

- ・コミュニケーション指導、聴覚学習指導、言語指導、発声・発話指導などを行うこと

※児童福祉施設最低基準で、「聴能訓練を担当する職員（以下「聴能訓練担当職員」という。）

及び言語機能の訓練を担当する職員（以下「言語機能訓練担当職員」という。）を置かなければならない」と規定されている。

療育福祉センターでは、この総称として「聴能言語指導員」としている。

**ソーシャルワーカー**

職務内容

- ・主として発達障害者の就労支援を行うこと

## (中央児童相談所)

### 児童福祉司

任用資格・・・別紙のとおり

職務内容

- ・子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- ・必要な調査、社会診断を行うこと
- ・子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- ・子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

### 児童心理司

児童福祉法第12条の3第4項に定める「同項第2号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者」であることが必要

＜同項第2号に該当する者→大学で心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業したもの＞

職務内容

- ・子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと
- ・子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

### 医師（小児科医）

職務内容

- ・診察、医学的検査等による子どもの診断（虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断）
- ・子ども・保護者等に対する医学的見地からの指示・指導
- ・医学的治療
- ・児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導
- ・一時保護している子どもの健康管理
- ・医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整

### 保健師

職務内容

- ・公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- ・障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援
- ・子どもの健康・発達面に関するアセスメントケア及び一時保護している子どもの健康管理
- ・市町村保健センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援

### 児童指導員及び保育士

- ・一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること
- ・児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと